

鹿児島県庁インターンシップ等補助金 Q&A

(問1)鹿児島県内に居住し、県外の大学等に通学している場合は補助対象になりますか？

鹿児島県内にお住まいの方は対象外です。

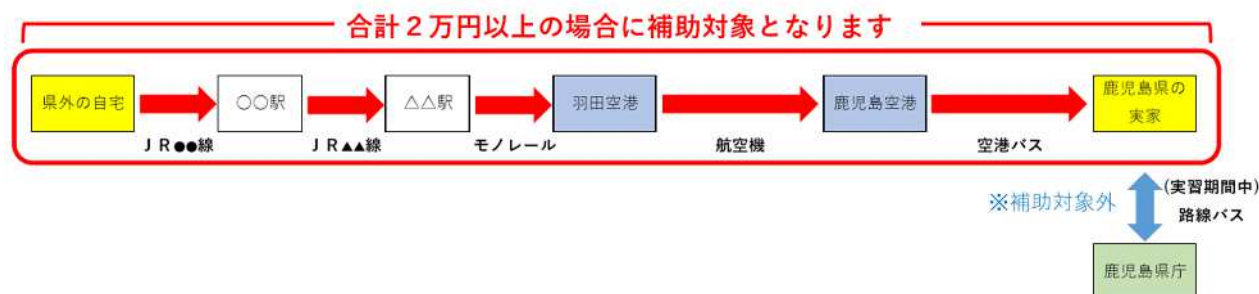
(問2)鹿児島県外に居住し、県内の大学に通学している場合は補助対象になりますか？

県内の大学等に在籍している方は対象外です。

(問3)どの経路が補助対象になりますか？

県外の住所地からインターンシップの開催地へ移動するための往路が対象となります。実習期間中の交通費は対象外となりますのでご注意ください。

<補助対象範囲の例>



交通 IC カード等の利用により領収書が発行できない場合、各交通会社の HP 等から取得した運賃表など、対外的に料金が確認できる書類を提出してください。

(問4)交通手段はどのような方法でもよいですか？

鉄道・航空機・高速バス・新幹線を利用した場合が対象となります。自動車(ガソリン含む)及びタクシー利用などの経費は対象なりません。

(問5)申請には何が必要ですか？

鹿児島県インターンシップ等補助金申請書兼請求書の様式は、県 HP に掲載しています。

様式の中に、注意すべき事項を記しているのので、これに従って、鹿児島県インターンシップ等申請書兼請求書(第1号様式)を提出してください。(電子メール、郵送、直接持ち込みのいずれの方法でも可)

申請の際は、

- ① 申請者の居住地为証する書類
(運転免許証の写しや公的な郵便物の写し、住民票など)
- ② 移動に利用した公共交通機関が発行した領収書
- ③ 補助金の振込先となる本人名義の預金口座が分かる書類(通帳の写し等)

を添付する必要があるのので、注意してください。

(問6)補助金の申請書の申請期限は、いつですか？

当補助金の申請書兼請求書の申請期限は、インターンシップ等の最終日です。

ただし、申請内容を確認し、不備があれば訂正等をお願いすることがありますので、可能な限り、インターンシップ等の開催初日に申請をお願いします。(電子メール、郵送、直接持ち込みのいずれの方法でも可)

(問7)補助金の交付(口座振込み)は、いつ頃になりますか？

補助金は、申請内容等が交付条件を満たしているかを審査し、問題がないことを確認してから、金融機関への口座振込み等の手続きを行います。

そのため、補助金を指定された口座に振り込むのは、申請書を受理した日から1ヶ月程度になります。

お問合せ先

鹿児島県総務部人事課人事係

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

T E L:099(286)2048

F A X:099(286)5502

E-mail:jjsect@pref.kagoshima.lg.jp